

損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による。

損害賠償の和解について

立川市は、平成 30 年 12 月 28 日午前 10 時頃、立川市柴崎町 1 丁目 10 番 9 号先の路上において、立川市職員が運転する庁用車が右折しようとして一時停止した際に中央線を越えて道路の右側部分に当該庁用車をはみ出したため、反対方向から当該右側部分を通行していた二輪車が当該庁用車に接触した事故（以下「本件事故」という。）による損害の賠償について、次により和解する。

記

1 和解の相手方

本件事故により人身の損害を被った A 氏

2 和解の内容

- (1) 立川市は、A 氏に対し、本件事故により被った人身の損害につき損害の賠償金として、既払金 1,200,000 円のほか、1,002,462 円の支払義務があることを認める。
- (2) 立川市は、A 氏に対し、前号に定める損害の賠償金を A 氏の指定する口座に振り込んで支払う。
- (3) 立川市及び A 氏は、示談書による和解の成立後、本件事故に関し、いかなる事情が発生しても異議の申立てをしないことを確約する。

示 談 書

事故発生日時	平成 30 年 12 月 28 日 午前・午後 10 時 0 分頃
事故発生場所	立川市柴崎町1-10-9
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭の衝突・追突・正面衝突 その他() により事故が発生した。
当事者氏名	立川市
運転者氏名	
登録番号	多摩400な403
当事者甲	A
当事者乙	

示談内容

甲は乙が被った人身損害に関する損害賠償金として既払金1,200,000円（共済会から674,427円、自賠責保険から525,573円の合計）の外、1,002,462円を支払う。以下余白

支払方法

受取人の指定	受取人	
(甲・乙)は(乙・甲)に に対する支払額の内 金 1,002,462 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 氏名	銀行 信金 農協 支店 支所 フリガナ 口座名義 普通・当・貯 店番号 通 座 蓄 口座番号
(甲・乙)は(乙・甲)に に対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 氏名	銀行 信金 農協 支店 支所 フリガナ 口座名義 普通・当・貯 店番号 通 座 蓄 口座番号
(甲・乙)は(乙・甲)に に対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 氏名	銀行 信金 農協 支店 支所 フリガナ 口座名義 普通・当・貯 店番号 通 座 蓄 口座番号

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 年 月 日

当事者 甲 住所
氏名 (印)

運転者 住所
氏名 (印)

当事者 乙 住所
氏名 (印)
住所
氏名 (印)